

令和元年 10 月 1 日現在

<p>1. ご利用いただける方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時年齢が満 20 歳以上で、安定継続した収入のある方 (パート等の非正規社員も可) ・ 当金庫所定の条件を満たし、しんきん保証基金の保証が得られる方 ・ 当金庫の会員又は当金庫の会員となれる方 (当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、又は当金庫の営業地域内にある営業所に勤務する方)
<p>2. お使いみち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で文化的な生活を営むために必要な次に該当する資金 <ul style="list-style-type: none"> ① 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から 1 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込人が①を用途として当金庫から借り入れた消費者ローン(借換え直前 3 ヶ月の約定返済で、3 営業日以上 of 履行遅滞が 1 度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
<p>3. ご融資金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500 万円以内 (1 万円単位)
<p>4. ご融資期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ヶ月以上 10 年以内
<p>5. ご融資利率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 5 年以内 年 9.50% (保証料を含みます) <li style="padding-left: 100px;">5 年超 年 9.75% (保証料を含みます)
<p>6. ご返済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等割賦返済又は元利均等割賦返済 (元金返済据置期間は 6 ヶ月以内) ※融資金額の 50% 以内につき 6 ヶ月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可 ※産前産後休業または育児休業中の場合、上記 6 ヶ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長 2 年間まで可 (分割適用可) なお、元金返済据置期間分の融資期間延長が可 (融資期間は最長 12 年まで) ・ 店頭及び当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いたします。
<p>7. 担保・保証人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要ありません。しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。
<p>8. ご来店時必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人確認書類 運転免許証 ※取得していない場合は、次のいずれかをご用意ください。 個人番号カード・顔写真付住民基本台帳カード・パスポート 運転経歴証明書 (上記書類がない場合はご相談ください。) ・ 年収を確認できるもの 源泉徴収票・所得証明書等 ※但し、申込金額 100 万円以下は不要 ・ お使いみちを確認できるもの 見積書・注文書・請求書等
<p>9. ご利用いただけない お使いみち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式取得資金・投機的な性格の資金・税金支払資金・転貸資金・旧債返済資金

<p>10. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話 0197-23-2498、FAX0197-25-7073）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話03-3581-0031）第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>11. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部または全額繰上償還の場合・約定返済額を条件変更の場合は、別途手数料5,500円がかかります。 ・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・ご不明な点については、窓口へお気軽にご相談ください。

水 沢 信 用 金 庫